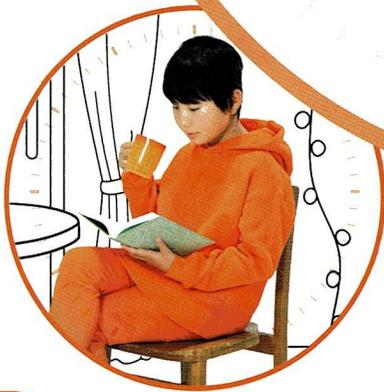
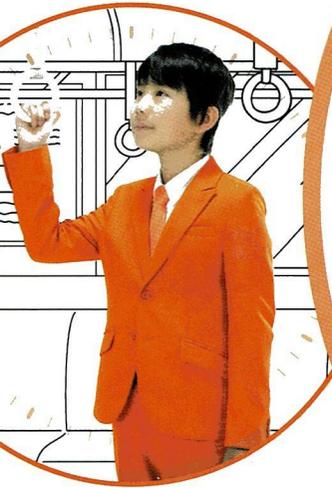


国民の
皆様へ



生活時間から、未来を描く

令和3年

社会生活 基本調査

調査実施日

令和3年 10月20日



回答方法は、「調査票(紙)での回答」と「インターネットでの回答」があります。



パソコンやスマートフォンからも安心して回答できます

社会生活基本調査に関する
くわしい情報はこちら

社会生活基本調査 🔍



社会生活基本調査をよそおった詐欺(さぎ)や不審な調査にご注意ください。
調査員は都道府県知事が発行した「調査員証」を必ず携帯しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

社会生活基本調査の結果は、「持続可能な開発目標(SDGs)」達成に向けた日本の取組の現状を確認するためにも活用されます。



総務省統計局・都道府県

社会生活基本調査はこんな調査です

調査の根拠

統計法(国の統計に関する基本的な法律)により特に重要なものとされる「基幹統計調査」であり、調査に回答する義務があります。

調査の目的

わたしたちが1日どのくらいの時間を、仕事、家事、地域での活動などに費やしているか、また、過去1年間にスポーツ、趣味・娯楽、ボランティア活動など、どのような活動を行ったかを調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的としています。

調査事項

- ①世帯や世帯員に関すること(男女の別、出生の年月、ふだんの就業状態など)
- ②過去1年間の自由時間における活動(スポーツ、ボランティア活動など)
- ③1日の生活時間配分 など

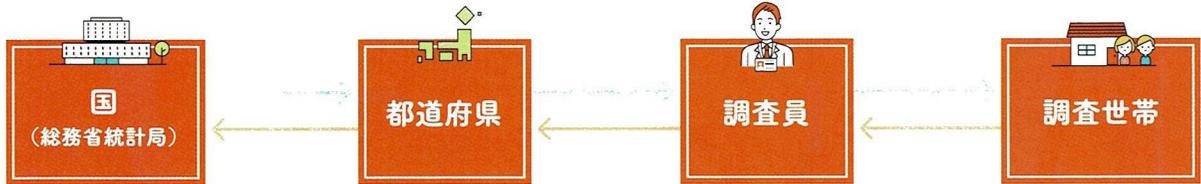
調査の時点

令和3年社会生活基本調査では、10月20日を基準として、個人や世帯に関する状況や過去1年間の自由時間における活動を調査します。また、生活時間の配分についての調査は、10月16日から10月24日までの間の調査地域ごとに指定された連続する2日間の行動について調査します。

調査の対象

統計理論に基づく方法によって全国から無作為に選ばれた世帯のうち、10歳以上の世帯員が対象となります。

調査はこのような流れで行われます



回答は調査票(紙)のほかにインターネットでも可能です。

インターネットでの回答は、安心のセキュリティ、24時間いつでも都合の良い時間に回答できるなどのメリットがあります。 ※世帯の皆様がインターネットでご回答いただいた場合には、調査員は紙の調査票を受取りにうかがいません。

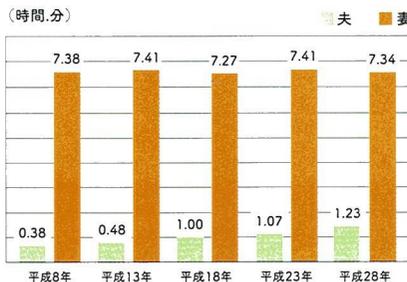
調査の結果はこのように利用されています

「男女共同参画基本計画」や「少子化社会対策大綱」など、国の基本的な方針決定の基礎資料としての活用をはじめ、地方公共団体における地域振興などの各種施策に活用されています。

6歳未満の子供を持つ夫・妻の家事関連時間の推移 (平成8~28年)

週全体平均、夫婦と子供の世帯

夫の家事関連時間は20年で約2倍に増加したものの、妻との差は約6時間となっています。なお、妻の家事関連時間は大きく変化していませんが、家事関連時間のうち家事時間は減少傾向で推移する一方で、育児時間は一貫して増加を続けたことにより、平成28年に調査開始以来初めて育児時間が家事時間を上回るなど家事関連時間の内容に変化も生じています。



- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- 子育てや介護の支援などの少子高齢化対策
- 男女共同参画社会の形成
- スポーツや文化振興、ボランティア活動などの推進



男女共同参画社会の形成



スポーツ



個人情報保護されます

調査員をはじめとする関係者には、統計法により調査で知ったことを他に漏らしてはいけない義務(守秘義務)と、これに反したときの罰則が定められています。

- 回答いただいた内容を統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。
- 調査により集められた調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護されます。また、提出いただく調査票は、統計の作成後、溶解処分するなど、秘密の保護には万全を期しています。
- インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、SSL/TLSによる暗号化通信を行っています。





「社会生活基本調査」の実施について

このたび、この地区内において「令和3年社会生活基本調査」を実施させていただくことになりました。この調査は、国民の生活時間の使い方やさまざまな活動状況を調べ、暮らしや社会のための基礎資料として活用します。調査は、総務省統計局の委託を受けて県が実施します。

つきましては、事前調査として、統計調査員が地区内の対象エリア※にお住まいのお宅を訪問して、世帯主の住所・氏名などをお尋ねしますので、お忙しい中大変恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

※地区内の一部が対象エリアとなっている場合は地区内であってもエリア外の世帯には訪問いたしません

担当の調査員は

加藤 五郎 調査員です。

9月中に訪問させていただきます。

●調査のながれ

9 月 中 対象地域内の世帯へ調査員が訪問します（事前調査）。世帯主の氏名・住所・世帯の人数について聞き取ります。

9 月 下 旬 無作為抽出により調査の対象となる世帯を選定します。

10 月 初 め 調査対象世帯へ、県から「事前依頼はがき」を郵送します。

10 月 中 調査員が調査対象世帯を訪問し、調査票の記入方法を説明しながら調査票を配布します。

10 月 下 旬 調査員が調査対象世帯を訪問し、調査票を回収します。

（世帯員全員がオンラインで回答した場合は訪問しません）



●個人情報 は 厳重に保護されます

この調査により集められた個人情報は「統計法」により厳重に保護されます。調査に携わる者には守秘義務が厳しく課せられているほか、提出された調査票は統計の目的のみに使用し、集計後は溶解処分するなど、秘密の保護には万全を期しています。

<問い合わせ先>

山形県みらい企画創造部統計企画課
生活統計担当（鈴木・土方）
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
Tel：023-630-2177
【受付時間】平日 午前8時30分～午後5時15分

社会生活基本調査コールセンター
0570-03-1397（ナビダイヤル）
03-6628-5180（IP電話）
【設置期間】令和3年9月1日～11月2日
【受付時間】午前8時～午後9時
（土日・祝日もご利用いただけます）

新型コロナウイルス感染症影響下における 調査の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響により、皆様の御苦勞・御心勞が絶えない中、誠に恐縮ですが、調査の重要性を御理解いただき、御協力をお願い申し上げます。

- ◆ 社会生活基本調査は、統計法に基づく「基幹統計調査」（重要性が特に高い統計調査）であり、国民の一日の生活時間の配分や過去一年間の自由時間における主な活動を調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的としています。
- ◆ 特に、新型コロナウイルス感染症の影響下において、家で過ごす時間の変化やテレワークの普及による生活時間の配分の変化など、感染症による生活様式の変化が社会生活に与えた影響を知る上でも、なくてはならない情報源となります。
- ◆ 訪問する調査員は、マスクの着用や咳エチケット等の飛沫感染の防止を徹底し、感染拡大防止に十分配慮して調査を実施してまいります。

